

「高等教育の修学支援新制度」
家計急変採用 提出書類一覧



↑奨学金案内

※本制度で認定される家計急変の事由については、奨学金案内 p.6 でご確認ください。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変については、事由 D に類するものとして認定される場合があります。本紙では、事由 D[コロナ]と表記します。

1.	【全員】 給付奨学金確認書	「奨学金案内」に挟み込まれています。
2.	【全員】 給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）	「奨学金案内」に挟み込まれています。 事由 D[コロナ]の方の「事由が発生した日」は、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて、収入が減少した月の末日または収入が減少した月の前月の末日とし、スカラネット入力時の情報と統一してください。
3.	【全員】 スカラネット入力下書き用紙	受付番号を記入したもの
4.	【全員】 学修計画書	ダウンロードし作成の上、両面印刷で提出 https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitionsupport.html
5.	【未提出者のみ】 A 様式 1 入学料および授業料減免の対象者の認定に関する申請書	授業料等免除を受けるために必要な書類です。 ※新入生で、入学手続の際に「入学確約書」等と同時に提出済の方は不要です。
6.	【自宅外通学者のみ】 ・通学形態変更届兼自宅外証明書送付状(給付様式 35) ・自宅外通学を証明する書類(右欄参照)	原則、アパート等の「賃貸借契約書」コピー。本学の学生寮の入居者は「入居許可書」。 ※契約書が存在しない場合、契約者または入居者欄で本人の名前が確認できない場合、契約者(借主)が本人または生計維持者以外の場合、その他提出できない事情がある場合は事前に相談してください。
7.	【該当者のみ】 その他の証明書類	在留カード等。→「奨学金案内」p.18 の 4,5 参照。
8.	【事由 A～C, 事由 D[コロナ以外]の方】 奨学金案内 p.6 に記載の書類 【事由 D[コロナ]の方】 ※コロナの影響を受けた場合であっても、事由 A～C に該当する場合はそちらで申請してください。	
	① 公的支援の受給証明書 ・新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書またはこれに類するものと認められる公的証明書（コピー可） ※ 具体例についてはこちらのサイトをご覧ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html ※ 提出できない場合は以下の③で代替可能	
	② 家計急変に該当する生計維持者の減収後の収入に関する書類 ・減収後の給与明細（自営業の場合は帳簿等）等（事由発生月～直近まで・コピー可）。その他の所得（住民税の課税対象となる全ての所得）がある場合、その証明書類。 ※ 自営業等の方が帳簿を提出する場合は、「自営業等の所得金額計算書」(所定様式)を添付してください。	
	③ 「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」 (所定様式)、および 家計急変に該当する生計維持者の減収前の給与明細等 1ヶ月分及び減収後の給与明細等 1ヶ月分 (計 2ヶ月分) ※ ①を提出できない方のみ、こちらを提出してください。ただし、通常より審査に時間を要します。	
	【事由 E の方】 公的機関による保護証明書（証明書様式による）	
9.	【事由 C, 事由 D, 事由 D[コロナ]の方で、入学前に事由が発生した方】 家計急変に該当する生計維持者の、急変後の所得を証明する書類（最大 12 か月分）。 ・給与明細、自営業の場合は帳簿等。その他の所得（住民税の課税対象となる全ての所得）がある場合、その証明書類。収入が全くない場合は応相談。 ・自営業等の方が帳簿を提出する場合は、「自営業等の所得金額計算書」(所定様式)を添付してください。 ※ 「最大 12 か月分」の考え方、その他証明書類の注意点について、奨学金案内 p.19 の中段以降を参照してください。	
10.	マイナンバー提出書	提出についての注意事項は「申込要領」および「マイナンバーの提出方法について」で確認してください。